

選 定 団 体	構 成 法 人	法 人 名	株式会社乃村工藝社	
		本事業の役割	設計業務・施工業務・工事監理業務・管理運営業務	
		所 在 地	東京都港区台場二丁目3番4号	
		代 表 者	代表取締役 奥本 清孝	
		設 立 年 月 日	昭和17年12月9日	
		事 業 内 容	1) ディスプレイの企画、設計、監理および制作 2) 建築の企画、設計、監理および施工 3) 広報、広告に対する企画、設計および制作 4) ディスプレイに関する展示機器、演出装置、室内外装飾用品等の仕入、企画、設計、製作および販売 5) 催事に関する企画および運営 6) 各種印刷物の出版、画像ソフトウェア・データおよび映像媒体の企画、制作および販売 7) 企業その他事業体の経営に関する総合診断および指導 8) ディスプレイ製作用機械器具および機材等の仕入、製作および販売 9) 事務所用什器、備品、文具等の製作、仕入および販売 10) 紙・木工製品、衣料用繊維製品、貴金属製品、硝子・陶磁器製品、玩具、食料品および日用雑貨品等の仕入、企画および販売 11) 遊園地、飲食店、土産物店および教育・スポーツ・宿泊等各種施設の経営 12) 貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業 13) 一般廃棄物および産業廃棄物処理ならびに収集運搬に関する一切の業務 14) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務 15) 旅行業および労働者派遣事業ならびに有料職業紹介事業 16) 前各号に関する調査、コンサルティングおよび情報の提供 17) 不動産の売買、賃貸およびそれらの仲介ならびに管理 18) 不動産投資顧問業 19) 貸金業 20) 警備業 21) 前各号に付帯または関連する一切の事業	
選 定 経 緯	募 集 要 項 公 表	令和5年10月2日		
	直 接 対 話 実 施	令和5年10月25日		
	質 問 受 付	令和5年10月26日から令和5年11月1日まで		
	参加表明書・参加資格要件確認書類の受付	令和5年11月29日から令和5年11月30日まで		
	提 案 書 受 付	令和6年1月11日から令和6年1月12日まで		
	選 定 委 員 会	令和6年2月2日		
提 案 者 名	(1) 22世紀の丘公園マネジメントグループ			

<p>審査内容</p>	<p>(1) 一次審査 申込者から提出された申請書類について、募集要項記載の参加資格要件を満たしているかを審査。</p> <p>(2) 二次審査 ① 基礎審査 申込者から提出された提案書類について、募集要項及び要求水準書に定める要件を満たしているか、提案上限額を超えていないかを確認。</p> <p>② 選定委員会による評価 選定委員会が提案書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングにより、選定基準表に掲げる審査項目ごとに評価し、審査点を集計。申込者が優先交渉権者として適当か、委員会にて協議。</p>
<p>審査結果</p>	<p><u>選定団体：22世紀の丘公園マネジメントグループ</u> 選定委員会において提案書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングにより採点を行い、「22世紀の丘公園マネジメントグループ」を22世紀の丘公園たまりーな屋内遊び場等整備事業の優先交渉権者として選定した。</p>
<p>審査総評</p>	<p>22世紀の丘公園屋内遊び場等整備事業において、静岡ビル保善株式会社を代表企業とする22世紀の丘公園マネジメントグループから提案書の提出を受けた。当グループからの提案は、市が提示する要求水準を全て満たしたうえ、多くの項目で要求水準を上回る優れた提案内容であった。</p> <p>選定委員会では、選定基準に基づき厳正かつ公正に審査を行い、選定委員の合議により当グループを優先交渉権者として提案した。</p> <p>今後、22世紀の丘公園マネジメントグループが市と特定事業契約を締結し、本事業の実施に際し、本事業の目的の実現に向け、選定委員会から評価された具体的な提案内容を確実に実行することはもとより、本事業を更に良いものとするため、当グループにおいては以下の諸点についても十分に配慮し進めるよう、選定委員会として要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本施設の管理運営については、当グループが手掛ける事業実績（現在の実績のみならず、今後の実績を含む）に基づき、魅力的かつ安全・安心な施設管理運営についてのノウハウを蓄積・共有し、設備の故障や異常発生の未然防止並びに利用者を含む安全確保に努めること。 ○ 施設の安全対策について、乳幼児や児童の行動や発達の特徴を踏まえ、ソフト・ハードの両面において子どもの安全性に最大限配慮した施設の配置並びに管理運営に努めること。 ○ 大型遊具を有する都市公園内施設である特性と既存の施設の使い方を踏まえ、子どものみならず保護者等も含めて快適な施設利用に繋がるような施設配置、導線となるよう努めること。 ○ 地産木材の活用については、引き続き最大限の導入に努めること。 ○ 施設リニューアル後も施設の魅力の維持・向上に努めるとともに、提案審査にあたり選定委員会が実施したヒアリングにおいて、当グループから回答を得て確認された提案内容を事業提案書の内容として実行することを含め、当グループの提案を特定事業契約上の義務として履行すること。